

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十二項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項各号及び第十九条の十一の三第一項から第八項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、別表第一の第一欄に掲げる規定の適用を受けようとする個人から同表の第二欄に掲げる証明の申請を受けた次に掲げる者の書類であって、当該申請に係る工事が同表の第三欄に掲げる工事に該当する旨を別表第二の書式により証するものとする。

- 一 建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人
附 則 （平成五年一〇月六日建設省告示第一九三二号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の告示の規定は、居住者が平成五年十月一日以後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に同項に規定する増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年一二月二七日建設省告示第二四八七号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年三月三一日国土交通省告示第二七二号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日国土交通省告示第四〇八号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年四月三〇日国土交通省告示第五一四号）

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二十一年三月三十一日国土交通省告示第三八七号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三十一日国土交通省告示第二七二号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年六月三〇日国土交通省告示第六九八号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第九十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二十四年一月三日国土交通省告示第一三八四号）

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

附 則 （平成二十五年三月三〇日国土交通省告示第三二七号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十五年五月三十一日国土交通省告示第五四〇号）

1 この告示中、第一条の規定は、平成二十五年六月一日から、第二条の規定は、平成二十五年十月一日から、第三条の規定は、平成二十六年一月一日から、第四条及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第四項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第二項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日以前にこれらの規定の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、第四条の規定による改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 （平成二十六年二月二五日国土交通省告示第一五五号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十八年三月三十一日国土交通省告示第五八四号）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の規定は、居住者が租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第

六号若しくは第二十六条の四第十八項に規定する改修工事をした所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項若しくは第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。以下同じ。）を平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合（次項において「省エネ改修工事をする場合」という。）又は個人が所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項若しくは第四十一条の十九の三第一項、第三項若しくは第五項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

- 3 居住者が、旧租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第五項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第三項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合（省エネ改修工事をする場合を除く。）については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二七八号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋（当該増改築等をした部分に限る。）、同法第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該住宅の増改築等をした部分に限る。）又は同法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する一般断熱改修工事等若しくは同条第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（当該高齢者等居住改修工事等、当該一般断熱改修工事等又は当該多世帯同居改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に、これらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年三月三十一日国土交通省告示第五五〇号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七一号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第六項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省告示第二二三号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四一七号）

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第二項から第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和四年六月二八日国土交通省告示第七二五号）

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第七項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和六年三月三〇日国土交通省告示第三〇六号）

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十九項、第十八条の二十三の二の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第八項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、本則第二号から第四号までに掲げる者が証する場合であって、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者が調査を行うときは、この限りでない。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四八四号）

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十項及び第十九条の十一の三第一項から

第八項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表第一

	第一欄	第二欄	第三欄
一	租税特別措置法 (昭和三十三年法律第二十六号。以下この表において「法」という。) 第四十一条第一項	租税特別措置法施行規則(以下この表において「規則」という。) 第十八条の二十一第二十項の証明の申請	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下この表において「令」という。) 第二十六条第三十八項第一号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 令第二十六条第三十八項第二号に規定する修繕又は模様替 令第二十六条第三十八項第三号に規定する修繕又は模様替 令第二十六条第三十八項第四号に規定する修繕又は模様替 令第二十六条第三十八項第五号に規定する修繕又は模様替 令第二十六条第三十八項第六号に規定する修繕又は模様替
二	法第四十一条の十九の三第一項から第八項まで	規則第十九条の十一の三第一項から第八項までの証明の申請	令第二十六条第三十八項各号に掲げる工事 (法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修又は法第四十一条の十九の三第一項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。)

		令第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
		令第二十六条の二十八の五第二十六項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
		令第二十六条の二十八の五第二十八項又は第三十項に規定する設備の取替え又は取付け
		令第二十六条の二十八の五第三十二項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
		令第二十六条の二十八の五第三十三項に規定する増築、改築、修繕又は模様替
		令第二十六条の二十八の五第三十四項に規定する増築、改築、修繕又は模様替

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	<input type="checkbox"/> 1 増築 <input type="checkbox"/> 2 改築 <input type="checkbox"/> 3 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 4 大規模の模様替			
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 床の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 階段の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 居室 <input type="checkbox"/> 2 調理室 <input type="checkbox"/> 3 浴室 <input type="checkbox"/> 4 便所 <input type="checkbox"/> 5 洗面所 <input type="checkbox"/> 6 納戸 <input type="checkbox"/> 7 玄関 <input type="checkbox"/> 8 廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 <input type="checkbox"/> 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 通路又は出入口の拡幅 <input type="checkbox"/> 2 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 3 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 4 便所の改良 <input type="checkbox"/> 5 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 6 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 7 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 <input type="checkbox"/> 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 <input type="checkbox"/> 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事		
		上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 4 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 5 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 6 床等の断熱性を高める工事		
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td> <input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域 </td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級</td> <td> <input type="checkbox"/> 1 等級1 <input type="checkbox"/> 2 等級2 <input type="checkbox"/> 3 等級3 </td> </tr> </table>	地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域
地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域			
改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級	<input type="checkbox"/> 1 等級1 <input type="checkbox"/> 2 等級2 <input type="checkbox"/> 3 等級3			

	炭素削減計画に基づく工事	低炭素建築物新築等計画の認定主体	次に該当する修繕又は模様替 □ 1 窓				
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等 □ 3 壁 □ 4 床等				
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号			
			低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日			
	改修工事後の住宅の一定の省エネルギー性能が証明される場合	住宅性能評価書に明される場合	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事			
				上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事			
				地域区分	□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域 □ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域 □ 7 7地域 □ 8 8地域		
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	□ 1 断熱等性能等級2 □ 2 断熱等性能等級3 □ 3 断熱等性能等級4以上		
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
					登録番号	第 号	
				住宅性能評価書の交付番号		第 号	
				住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日	
増改築による優良建築物等認定により明される場合				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事		
					上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事		
	地域区分	□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域 □ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域 □ 7 7地域 □ 8 8地域					

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 断熱等性能等級 3 <input type="checkbox"/> 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
「有」の場合	交付される補助金等の額
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)	円

2. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

① 住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 <input type="checkbox"/> 2 地震に対する安全性に係る基準			
② 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 通路又は出入口の幅広 <input type="checkbox"/> 2 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 3 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 4 便所の改良 <input type="checkbox"/> 5 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 6 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 7 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 8 床材の取替			
③ 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 窓の断熱性を高める工事		
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域	
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 窓		
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 天井等 <input type="checkbox"/> 3 壁 <input type="checkbox"/> 4 床等		
		低炭素建築物新築等計画の認定主体		
		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
	太陽熱利用冷温熱装置の型式			
	潜熱回収型給湯器の型式			
ヒートポンプ式電気給湯器の型式				
燃料電池コージェネレーションシステムの型式				
ガスエンジン給湯器の型式				
エアコンディショナーの型式				
太陽光発電設備の型式				
安全対策工事		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
陸屋根防水基礎工事		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
積雪対策工事		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
塩害対策工事		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
幹線増強工事		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

<p>第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択</p>	<p>高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 1 通路又は出入口の拡張 <input type="checkbox"/> 2 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 3 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 4 便所の改良 <input type="checkbox"/> 5 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 6 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 7 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 8 床材の取替 </p>																																		
<p>第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択</p>	<p>全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 <input type="checkbox"/> 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 </p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 4 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 5 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 6 床等の断熱性を高める工事 </p> <table border="1" data-bbox="571 869 1372 1021"> <tr> <td rowspan="3">地域区分</td> <td><input type="checkbox"/> 1 1地域</td> <td><input type="checkbox"/> 2 2地域</td> <td><input type="checkbox"/> 3 3地域</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4 4地域</td> <td><input type="checkbox"/> 5 5地域</td> <td><input type="checkbox"/> 6 6地域</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 7地域</td> <td><input type="checkbox"/> 8 8地域</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="571 1021 1372 1151"> <tr> <td rowspan="3">改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td><input type="checkbox"/> 1 等級1</td> <td><input type="checkbox"/> 2 等級2</td> <td><input type="checkbox"/> 3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域	<input type="checkbox"/> 2 2地域	<input type="checkbox"/> 3 3地域	<input type="checkbox"/> 4 4地域	<input type="checkbox"/> 5 5地域	<input type="checkbox"/> 6 6地域	<input type="checkbox"/> 7 7地域	<input type="checkbox"/> 8 8地域		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 等級1	<input type="checkbox"/> 2 等級2	<input type="checkbox"/> 3 等級3	<table border="1" data-bbox="683 1151 1372 1568"> <tr> <td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td> <td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 1 窓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 2 天井等 <input type="checkbox"/> 3 壁 <input type="checkbox"/> 4 床等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 1 窓の断熱性を高める工事 </p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事 </p>	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替		<input type="checkbox"/> 1 窓		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替		<input type="checkbox"/> 2 天井等 <input type="checkbox"/> 3 壁 <input type="checkbox"/> 4 床等		低炭素建築物新築等計画の認定主体			低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日
地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域	<input type="checkbox"/> 2 2地域		<input type="checkbox"/> 3 3地域																															
	<input type="checkbox"/> 4 4地域	<input type="checkbox"/> 5 5地域		<input type="checkbox"/> 6 6地域																															
	<input type="checkbox"/> 7 7地域	<input type="checkbox"/> 8 8地域																																	
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 等級1	<input type="checkbox"/> 2 等級2	<input type="checkbox"/> 3 等級3																																
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替																																	
		<input type="checkbox"/> 1 窓																																	
上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替																																			
<input type="checkbox"/> 2 天井等 <input type="checkbox"/> 3 壁 <input type="checkbox"/> 4 床等																																			
低炭素建築物新築等計画の認定主体																																			
低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号																																	
低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日																																	
<p>改修工事の住宅の省エネ性能が証明される場合</p>	<p>住宅性能評価書により証明される場合</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 1 窓の断熱性を高める工事 </p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p> <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事 </p>																																	

				地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 等級1 <input type="checkbox"/> 2 等級2 <input type="checkbox"/> 3 等級3	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 断熱等性能等級2 <input type="checkbox"/> 2 断熱等性能等級3 <input type="checkbox"/> 3 断熱等性能等級4以上	
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称	
					登録番号	第 号
				住宅性能評価書の交付番号		第 号
				住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合		<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <input type="checkbox"/> 1 窓の断熱性を高める工事		
				<p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事		
				地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域	
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 等級1 <input type="checkbox"/> 2 等級2 <input type="checkbox"/> 3 等級3	
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 1 断熱等性能等級3 <input type="checkbox"/> 2 断熱等性能等級4以上	
				長期優良住宅建築等計画の認定主体		
				長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
				長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修				
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円		
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">「有」の場合</td> <td style="padding: 2px;">交付される補助金等の額</td> </tr> </table>	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
「有」の場合	交付される補助金等の額			
ウ	アからイを差し引いた額	円		
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円		
オ	ウからエを差し引いた額	円		
② 高齢者等居住改修工事等				
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円		
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">「有」の場合</td> <td style="padding: 2px;">交付される補助金等の額</td> </tr> </table>	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
「有」の場合	交付される補助金等の額			
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円		
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額	円		
オ	ウからエを差し引いた額	円		

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）		
ア	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）

ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ	コからサを差し引いた額	円

⑦ 子育て対応改修工事等

ア	当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

⑧	①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額	円
⑨	①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額	円
⑩	①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額	円
⑪	②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額	円
⑫	②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額	円
⑬	②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額	円
⑭	②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額	円
⑮	②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額	円
⑯	②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額	円
⑰	⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)	円
⑱	⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額	円
⑲	⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額	円
⑳	①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
	ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
	イ ⑳の改修に係る補助金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額	円
㉑	⑱の金額と⑲及び㉒ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
㉒	1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	円
㉓	㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	円

3. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合
(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	<input type="checkbox"/> 1 増築 <input type="checkbox"/> 2 改築 <input type="checkbox"/> 3 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 4 大規模の模様替			
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 床の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 階段の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 居室 <input type="checkbox"/> 2 調理室 <input type="checkbox"/> 3 浴室 <input type="checkbox"/> 4 便所 <input type="checkbox"/> 5 洗面所 <input type="checkbox"/> 6 納戸 <input type="checkbox"/> 7 玄関 <input type="checkbox"/> 8 廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 <input type="checkbox"/> 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 通路又は出入口の拡幅 <input type="checkbox"/> 2 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 3 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 4 便所の改良 <input type="checkbox"/> 5 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 6 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 7 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域	
	改修工事後の住宅の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 2 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 3 壁の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1地域 <input type="checkbox"/> 2 2地域 <input type="checkbox"/> 3 3地域 <input type="checkbox"/> 4 4地域 <input type="checkbox"/> 5 5地域 <input type="checkbox"/> 6 6地域 <input type="checkbox"/> 7 7地域 <input type="checkbox"/> 8 8地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	<input type="checkbox"/> 1 断熱等性能等級4以上 <input type="checkbox"/> 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			住宅性能評価書を交付した登録住宅	名称 登録番号 第 号
			住宅性能評価書の交付番号	第 号
住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			

		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 □ 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ 2 天井等の断熱性を高める工事 □ 3 壁の断熱性を高める工事 □ 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域 □ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域 □ 7 7地域 □ 8 8地域
			改修工事後の住宅省エネ性能	□ 1 断熱等性能等級4以上 □ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	□ 1 給水管に係る修繕又は模様替 □ 2 排水管に係る修繕又は模様替 □ 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替			

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	<input type="checkbox"/> 1 地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	--

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替	
	工事の内容	<input type="checkbox"/> 1 増築 <input type="checkbox"/> 2 改築 <input type="checkbox"/> 3 修繕 <input type="checkbox"/> 4 模様替
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	<input type="checkbox"/> 1 天井等の断熱性を高める改修工事	
			<input type="checkbox"/> 2 壁の断熱性を高める改修工事	
			<input type="checkbox"/> 3 床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	<input type="checkbox"/> 4 太陽熱利用冷温熱装置	型式：	
		<input type="checkbox"/> 5 潜熱回収型給湯器	型式：	
		<input type="checkbox"/> 6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：	
		<input type="checkbox"/> 7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：	
		<input type="checkbox"/> 8 エアコンディショナー	型式：	
		<input type="checkbox"/> 9 太陽光発電設備	型式：	
工事の内容				

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア 断熱改修工事に係る費用の額		円
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
「有」の場合	ウ 交付される補助金等の額	円
① アからウを差し引いた額		円
エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額		円
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
「有」の場合	カ 交付される補助金等の額	円
② エからカを差し引いた金額		円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかの該当するチェックボックスにレ点を入れること）		
③ ①の金額が60万円を超える		<input type="checkbox"/> 左記に該当する
上記③に該当しない場合		
④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を 超える		<input type="checkbox"/> 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称			
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称			
	住 所			
	登録年月日及び指定番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定者の場合	一級建築基準適合判定者又は二級建築基準適合判定者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称			
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定者の場合	一級建築基準適合判定者又は二級建築基準適合判定者の別	登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「I. 所得税額の特別控除」中「1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第6号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号（備考3(1)⑦において「省エネ改修対象工事告示」という。）第2項第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第38項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の（イ）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
 - ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第38項第6号に規定する修繕又は模様替であつて当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第26条第38項第6号に規定する修繕又は模様替であつて当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事後の住宅の断熱等性能等級」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

① 「① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第38項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

② 「② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された租税特別措置法（以下「法」という。）第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、法第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

③ 「①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）」の欄には、「① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額（100万円を超える場合）を記載するものとする。

4 「I. 所得税額の特別控除」中「2. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。

① 「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第4項（同条第13項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第6項（同条

第 15 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。) の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ② 「高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 1 項（同条第 10 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 25 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ③ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 2 項（同条第 11 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）、第 5 項（同条第 14 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）又は第 6 項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成 21 年国土交通省告示第 379 号第 1 号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 26 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ④ 「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 30 項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって平成 21 年経済産業省告示第 68 号に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- ⑤ 「多世帯同居改修工事等」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 3 項（同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 32 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。
- ⑥ 「耐久性向上改修工事等」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 4 項、第 5 項又は第 6 項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第 26 条の 28 の 5 第 33 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第 41 条の 19 の 3 第 4 項又は第 6 項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第 5 項又は第 6 項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄に、①、③又は④のいずれかにより記載するものとする。
- ⑦ 「子育て対応改修工事等」の欄には、証明申請者が法第 41 条の 19 の 3 第 7 項（同条第 16 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 34 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑧ 「上記と併せて行う第1号工事～第6号工事」の欄には、証明者が法第41条の19の3第8項（同条第10項から第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、備考3(1)を参考に記載するものとする。なお、第4号工事については①住宅耐震改修工事を実施していない場合のみ選択し、第5号工事については②高齢者等居住改修工事等を実施していない場合のみ選択し、第6号工事については③一般断熱改修工事等を実施していない場合のみ選択し、同様の工事内容を重複して記載することがないように留意されたい。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事（法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修又は法第41条の19の3第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第2項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等、同条第4項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若しくは同条第7項に規定する対象子育て対応改修工事等に該当するものを除く。以下同じ。）、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
- ① 「① 住宅耐震改修」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第383号（以下「耐震改修費用告示」という。）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載するものとする。
- 「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- 「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- 「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。
- 「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額」から「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。
- ② 「② 高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年国土交通省告示第384号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
- 「イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。
- 「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」又は200万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」から「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ③ 「③ 一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号（以下「省エネ改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」から「エ ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ④ 「④ 多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成28年国土交通省告示第586号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」から「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

- ⑤ 「⑤ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示又は省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」に、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、平成29年国土交通省告示第280号（以下「耐久性向上改修費用告示」という。）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」又は250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうち少ない金額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額」の欄には、「キ ウ及びカの合計額」から「ク キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

⑥ 「⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、耐震改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、省エネ改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの

の交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、耐久性向上改修費用告示に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「ク 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ケ キからクを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、「カ エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)」及び「ケ キからクを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「サ コと500万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のうちいずれか少ない金額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」又は500万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のうち少ない金額を記載するものとする。

「シ コからサを差し引いた額」の欄には、「コ ウ、カ及びケの合計額」から「サ コと500万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

⑦ 「⑦ 子育て対応改修工事等」の欄のうち、「ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、令和6年国土交通省告示第304号に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該子育て対応改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、子育て対応改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」又は250万円のうち少ない金額を記載するものとする。

「オ ウからエを差し引いた額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」から「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」を差し引いた額を記載するものとする。なお、0円となる場合には「0円」と記載するものとする。

⑧ 「⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」の欄には、①「ウ アからイを差し引いた額」、②「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、③「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」及び⑦

「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「⑨ ①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」の欄には、①「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、②「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、③「エ ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」の欄には、①「オ ウからエを差し引いた額」、②「オ ウからエを差し引いた額」、③「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」及び⑦「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑨ 「⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、⑤「キ ウ及びカの合計額」及び⑦「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑤「ク キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」、⑤「ケ キからクを差し引いた額」及び⑦「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑩ 「⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」の欄には、②「ウ アからイを差し引いた額」、④「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」、⑥「コ ウ、カ及びケの合計額」及び⑦「ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「⑮ ②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」の欄には、②「エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額」、④「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」、⑥「サ コと500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のうちいずれか少ない金額」及び⑦「エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額」の合計額を記載するものとする。

「⑯ ②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」の欄には、②「オ ウからエを差し引いた額」、④「オ ウからエを差し引いた額」⑥「シ コからサを差し引いた額」及び⑦「オ ウからエを差し引いた額」の合計額を記載するものとする。

⑪ 「⑰ ⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」の欄には、「⑨ ①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額」、「⑫ ②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額」又は「⑮ ②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑫ 「⑱ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の欄には、「⑧ ①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額」、「⑪ ②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額」又は「⑭ ②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額」のうちいずれか多い額を記載するものとする。

⑬ 「⑲ ⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」の欄には、「⑩ ①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額」、「⑬ ②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額」又は「⑯ ②オ、④オ⑥シ及び⑦オの合計額」のうち「⑱ ⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額に係る額を記載するものとする。

⑭ 「⑳ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の欄のうち、「ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」の欄には、「① 住宅耐震改修」、「② 高齢者等居住改修工事等」、「③ 一般断熱改修工事等」、「④ 多世帯同居改修工事等」、「⑤ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」又は「⑥ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」、「⑦ 子育て対応改修工事等」の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の合計額を記載するものとする。

「イ ⑳ の改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、「⑳ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否

かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、「⑳ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」から「イ ⑳ の改修に係る補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑮ 「㉑ ⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑱ ⑧、⑩又は⑭のうちいずれか多い額」の金額と「⑲ ⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」及び「㉑ ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事」の欄のうち「ウ アからイを差し引いた額」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

⑯ 「㉒ 1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）」の欄には、1,000万円から「⑰ ⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額（10%控除分）」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が0円未満となる場合は「0円」と記載するものとする。

⑰ 「㉓ ㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）」の欄には、「㉑ ⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「㉒ 1,000万円から⑰を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

5 「I. 所得税額の特別控除」中、「3. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

① 「第1号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲

げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑦ 「第 6 号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、平成 26 年国土交通省告示第 435 号第 2 号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (イ) 項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、1 地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の (イ) 項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- ⑧ 「第 7 号工事」の欄には、当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

- ① 「① 特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第 1 号工事～第 7 号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ② 「② 特定の増改築等のうち、第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 6 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

- ③ 「③ 特定の増改築等のうち、第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事又は第 7 号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

イ 「ア 第 4 号工事に要した費用の額」の欄には、第 4 号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

ロ 「イ 第 5 号工事に要した費用の額」の欄には、第 5 号工事の 1～8 のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

ハ 「ウ 第 6 号工事に要した費用の額」の欄には、第 6 号工事の 1～4 のいずれかに該当する工

事の合計額を記載するものとする。

ニ 「エ 第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1～3のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

6 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に相当する耐震改修である場合は該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

7 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう（備考9及び10において同じ。）。

(1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。

① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。

8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

(1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事等について、次により記載すること。なお、「断熱改修工事」の欄のうち、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。

① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等のうち、断熱改修工事により新たに住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。

② 「断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「エアコンディショナーの型式」「太陽光発電設備の型式」の欄には、平成20年国土交通省告示第515号第2号アからカまでに掲げる設備に適合する設備の種別を記載するものとする。

③ 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事等の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事等に該当すると認められた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。

(2) 「熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、改修工事費用の合計額を記載するものとする。

(3) 「上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額」の欄のうち、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

「イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事に、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれてい

ない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「ウ 交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

① アからウを差し引いた額」の欄には、「ア 断熱改修工事に係る費用の額」から「ウ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」の欄には、断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額の合計額を記載するものとする。

オ エの工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「有」の場合の「カ 交付される補助金等の額」の欄には、4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けの費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

② エからカを差し引いた金額」の欄には、「エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額」から「カ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

(4) 「工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）」の欄のうち、「③ ①の金額が60万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、「③ ①の金額が60万円を超える」に該当しない場合で「④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える」に該当する場合は右欄の「左記に該当する」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

(5) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。

9 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。

② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築

士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者が指定確認検査機関の場合
- ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
 - ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事

等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

① 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する

る法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- ② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- ① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の5第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30

項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 38 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 18 項に規定する施行令第 26 条第 38 項各号に掲げる工事、施行令第 26 条の 28 の 5 第 25 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 26 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 28 項及び第 30 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 32 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 33 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 34 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 20 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第 3 条及び第 3 条の 2 に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築

基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第 77 条の 58 第 1 項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第 3 条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。